

緊急訂正版

平成16年(ワ)第2097号(同第2617号)及び同2100号事件の控訴についてのコメント

平成19年6月12日

報道機関各位

社会福祉法人公和会代理人

弁護士 前田 尚



徹底した現地調査を実施した札幌市でさえも「個別の具体的事例について、行為者やその行為を証拠等により特定するには至らなかった」と結論付けたのに反し、専ら一方当事者の供述に依拠し判決文特有の定型的な言い回しで特定の具体的事実を認定した判決は、全く理解できないものであり、本日、いずれも控訴した。

なお、一部報道によると、労組側は札幌市に再検証を求めたとのことであるが、以前の調査に不足があるということであれば、当法人としても、判決のような机上の結論ではなく、札幌市の中立公正な調査が実施されることを望んでいる。